

4. 取組の進め方

(1) 推進期間

令和5年度から令和8年度までの4カ年とします。

(2) 推進体制

庁内を横断する「行政経営プラン推進本部」を設置し、目標達成に向けて全庁を挙げて取り組むとともに、議会や「行政経営プラン推進委員会」からの意見や提言等を取り入れながら、プランを着実に推進していきます。



(3) 進捗状況等の公表

プランの進捗状況等については、議会への報告やインターネット等を通じて広く市民へ公表します。

(4) プランの改定

プランの推進期間中は、社会経済環境等の変化や取組の進捗状況等を踏まえ、随時改定を行うものとします。